ちょっとお得なマネー&ライフ入門　第164回

国税のシステムが新しくなりました！

令和8年9月24日、国税庁の基幹システムが全面的に更改され、新しいシステム（通称「KSK2」）が稼働しました。これに伴い、次のことが変わっています。

❶申告書・届出書などの様式の変更、❷納付書の様式と「お問い合わせ番号」、❸通知書の電子交付の拡大。今回はこの3つについて、国税庁の公表内容をもとに確認していきましょう。



岩田 まり子
Mariko Iwata
大阪シティ信用金庫提携の（株）ライオン橋パートナーズ代表取締役。大阪商工会議所セミナー講師などを務める。



申告書・届出書などの様式の変更

❶変更の内容

一部の書面申告書や申請・届出書、法定調書の様式が新しくなりました。新しい様式では、申告書の「控用」がなくなり、配色も原則として白黒になっています。控えが必要な場合は、提出前にコピーを取っておきましょう。

なお、お使いの会計ソフト等から最新の様式が出力されない場合でも、その様式で提出することはできます。ただし国税庁は、e-Taxによる申告の利用を呼びかけています。e-Taxで提出すれば、用紙や印刷方法に気を配る必要がなく、提出した申告書のデータを控えとして保存しておくこともできます。

❷書面で提出する場合の注意点

新しい様式は機械で読み取ることを前提としているため、国税庁は書面で提出する際の注意点を示しています。

①用紙はA4の普通紙を使い、黒で印刷しましょう。

②国税庁ホームページの様式をコピーしたものではなく、プリンタから直接印刷したものを使いましょう。

③穴あけやのり付けはせず、複数枚の場合はクリップ等で留めましょう。

④記載は枠内に収め、金額欄には「¥」や「円」を書かず数字のみを記載しましょう。

納付書の様式と「お問い合わせ番号」

❶お問い合わせ番号とは

税務署から送付される通知書等に、13桁の「お問い合わせ番号」が印字されるようになりました。お問い合わせ番号は、税務署から送付する文書と納税者の情報を結び付けるために、システムで自動的に付けられる番号です。税務署に問い合わせる際にこの番号を伝えると、スムーズに対応してもらえます。届いた通知書は、番号が分かるように保管しておきましょう。

❷納付書の主な変更点

納付書と所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）の様式が変わりました。主な変更点は次のとおりです。

①「整理番号」欄（8桁）が「お問い合わせ番号または法人番号」欄（13桁）に変わりました。法人の場合は、この欄に法人番号を記載することもできます。

②元号の記載欄と郵便番号欄が追加されました。

③所得税徴収高計算書は、A4三つ折りの複写式からA4の単票式に変わりました。

お手元にある整理番号欄のある納付書は当分の間使えるほか、複写式の所得税徴収高計算書も令和10年9月頃まで使える予定です。

新しい所得税徴収高計算書は複写式ではなくなったため、国税庁では各片への記載を簡単にする「印字ツール」を提供しています。また、コンビニ納付用のバーコード付納付書には、お問い合わせ番号がすでに印字されています。

通知書の電子交付の拡大

税務署からの処分通知等（お知らせを含む）のうち、e-Taxで電子的に受け取れるものが拡大されました。あわせて、電子交付への同意が、これまでの「申請等の都度の同意」から「事前の一括同意」に変わっています。一括同意にはメールアドレスの登録が必要です。

なお、電子での交付を選択していても、書面（郵送）で交付される場合があります。また、次の通知書等は取り扱いが異なります。

①国税還付金振込通知書は、これまでどおり申告等の都度の同意により電子交付されます。

②納税証明書などは、請求により電子交付されます。

③住宅借入金等特別控除証明書や適格請求書発行事業者の登録通知書は、令和8年9月23日以前に同意している場合、その同意が引き続き有効です。

電子交付された通知書は、e-Taxのメッセージボックスで確認できます。郵送物が減る一方で、確認を忘れると見落としにつながるため、登録したメールアドレスに届くお知らせにも注意しましょう。

その他の変更

そのほか、次のような変更もあります。

①e-TaxのIPアドレスが固定から動的に変わりました。IPアドレスを指定して接続している場合は、URLでの接続に変更が必要です。

②漢字はJIS第1～第4水準が使われるようになり、一部の字形が置き換わる場合があります。

まとめ

今回のシステム更改では、様式や番号の変更など、日々の申告・納付に関わる変更が多くあります。特に源泉所得税の納付書は毎月使う方も多いため、新しい様式の記載方法を確認しておきましょう。

あわせて、お使いの会計ソフトや給与ソフトが新しい様式に対応しているか、電子交付を受けるためのメールアドレスが登録されているかも確認しておくと安心です。ご不明な点は顧問税理士にご相談ください。



納付書はここが変わりました

項　目	旧様式	新様式（令和8年9月～）
番号欄	整理番号（8桁）	▶お問い合わせ番号※または法人番号（13桁）
追加された欄	—	▶元号の記載欄・郵便番号欄
所得税徴収高計算書の用紙	A4三つ折り複写式	▶A4単票式
旧様式の使用	納付書：**当分の間**使用可能 所得税徴収高計算書：**令和10年9月頃まで**使用可能の予定	

※お問い合わせ番号は、税務署から届く通知書等に印字されている13桁の番号です。（出典:国税庁ホームページをもとに作成）